

紛争処理委員会の役割について

【設置の根拠】

- 山梨県消費生活紛争処理委員会（山梨県消費生活条例（以下「条例」という）第22条）
県民の消費生活に密接な関連を有する商品又は役務に関する消費者と事業者との間の民事上の紛争について、あっせん及び調停を行い、並びに消費者訴訟の援助に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として設置する。

【委員会の役割】

- あっせん又は調停（条例第21条）

消費者から消費生活に関する苦情又は相談の申出があった場合において、その苦情又は相談が県民の消費生活との関連性が高い商品又は役務についての事業者との民事上の紛争に係るもので、かつ、その紛争の解決のために専門的又は技術的な判断が要求されるものであるときは、山梨県消費生活紛争処理委員会のあっせん又は調停に付することができる。

【あっせん又は調停があった場合の対応】

（山梨県消費生活紛争処理委員会事務処理要領 第5条）

委員会によるあっせんは3人のあっせん委員が行い、調停は3人又は5人の調停委員からなる調停委員会を設けて行う。

会長は委員のうちから、事案ごとに担当するあっせん委員又は調停委員を指名する。

なお、指名にあたっては、あっせん委員、調停委員ともに法律専門家を1人以上含める。

- 訴訟に要する費用の貸付けの決定（条例第23条）

消費者が消費者訴訟を提起する場合において、委員会において援助することが適当であると認めるときは、その消費者に対し、訴訟に要する費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。